



第 21 号

高嵩 英弘
KCCN 理事長

美容医療の法規制

残暑厳しい毎日ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。理事長の高嵩です。理事や事務局のメンバーが日頃の活動や考えていることを会員の皆さんにご報告するという趣旨で始まった本ニュースですが、今回は、近時トラブルの多い美容医療を題材にして、その法的問題点を整理してみましよう。

美容医療の現状

従来、美容整形を中心として実施されてきた美容医療は、近時、どんどん多様化しています。二重瞼の手術、鼻やフェイスラインの美容整形、フェイスリフト手術やヒアルロン酸注入法・ボツリヌス・トキシン注入法等による若返り術、レーザー等を用いた皮膚美容（ニキビやシミの除去等）、豊胸手術、脂肪吸引、脱毛、植毛、美白、包茎増大手術、婦人科形成（女性器の形を整える手術）、歯や歯茎の色・歯並びなどの美しさを改善する美容歯科サービスなど、本当に様々です。そしてこれに伴って、美容医療に関連する法的紛争も増加傾向にあり、医療機関の法的責任を問う裁判例も蓄積されつつあります。

※美容医療に関する従来裁判例については、小田耕平「美容医療をめぐる判例」現代消費者法 26号(2015年)20頁以下をご参照下さい。

美容医療と通常の医療の違い

盲腸手術のような一般の医療と美容医療は、いったいどこが違っているのでしょうか。

一般の医療は、患者さんを助けるため、あるいは患者さんの健康を維持・回復するために行われます。医療行為の持つこのような性質を、医学的適応性といいます。

これに対し、美容医療は依頼者を美しくすることだけを目的として行われますので、医学的適応性が欠けています。そこで、このように美容だけを目的として行われる行為も、医療行為に含めて考えるべきかが問題になりえます。

医師法や医療法の中には医療行為の定義規定は置かれていませんが、一般に医療行為とは、「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為」であるとされています。その趣旨は、人体への危険を伴う行為が業として行われる場合、これを医師のコントロールのもとに置くことで、身体・生命・健康を保護しようとする点にあると解されます。

この趣旨からすれば、美容だけを目的とする場合であっても、身体に対する危険を伴う限り、原則として医師法等により規制される医療行為と評価されることとなります。実際に、レーザー脱毛が医師法の適用対象となる医行為に該当すると判断された事例（東京地判平成14年10月30日判決）があります。

美容医療とエステティックサービスとの関係

次に、美容医療とエステティックサービスの関係を確認しておきましょう。

エステティック (esthétique)とは、もともとはフランス語の「審美的」、「美しい」という意味の単語ですが、日本では、顔や体のトリートメント、パック、マッサージ、脱毛、痩身、体型補正等を、広くエステティックサービスと呼んでいます。

エステティックサービスの多くは、身体への危険を伴わないため医療行為には該当しません。従って、医師免許がなくても実施できます。しかし、先に述べたように、身体への危険を伴う脱毛は医療行為に該当しますので、これを業として行う場合には、美容医療に位置づけられることになります。

以上をまとめますと、美容医療とは、美容を目的とし、かつ、身体に対する一定の危険を伴うサービスである、ということになります。

美容医療の特徴

次に、サービスとしての美容医療の特徴を見てみましょう。美容医療は、人の生命の維持や健康の維持・回復を目的としていないことは先に述べたとおりですが、これ以外にも、身体に対する一定の危険を内在していること、高度の専門性を有しており、一般人にはその意義と適否が容易に判断できないこと、の2点が特徴として挙げられます。

一般の医療で危険を伴う診療行為が許されているのは、患者の救命や健康維持・回復という利益が認められるからです。これに対し、美容医療の利益は、もっぱら身体の審美性向上や患者の精神的満足にあります。そのため美容医療については、患者の同意が特に重要な要素になります。美容医療につき、特に事前の説明と顧客の同意が強調される理由のひとつはこの点にある訳です。

緊急性の欠如

一般の医療については、救命や健康回復のため緊急に治療を行う必要性が認められるケースが少なくありませんが、美容医療については、治療を急ぐ必要はありません。従って美容医療については、緊急だからという理由で説明を省略する余地はありません。美容医療について特に説明と同意が強調される根拠は、この点にも求められます。

関連する利益の多様性

一般的な医療紛争で対象になる利益は、おもに患者の生命、健康、身体の完全性、自己決定権です。訴訟において、これらの利益侵害は、生命侵害や健康侵害を根拠とする財産的・精神的損害の賠償請求、あるいは適切なインフォームドコンセントが実施されなかったことに基づく精神的損害の賠償請求という形で現れます。

これに対し、美容医療に関する紛争においては、より多様な利益が対象になるという特徴があります。実際に、従来の美容医療紛争では、①患者の生命、健康、身体の完全性保護だけでなく、②不当な契約の拘束力からの解放、③サービスの対価として支払った金銭的利益の返還など、多様な利益が対象となっています。また、④説明義務違反の事例についても、自己決定権侵害による慰謝料のみならず、支払った手術費用自体を財産損害として請求する事例がみられます。

とりわけ美容医療についてこのような多様性がみられる理由として、次の2点が挙げられます。

まず、一般に美容医療は自由診療として提供されるため患者の金銭負担が大きく、診療費に関連する紛争が生じやすいことです。

次に、美容医療の場合、健康維持に不可欠の医療行為ではないため、適切な説明がなされておれば診療を受けなかったと判断される場合が少なくないことです。

実際に、美容医療については不適切な広告が多いとの実態、及びサービス提供債務は実際に受給してみるまでは内容の吟味が困難であるとの特徴に照らせば、不当な勧誘によって成立した美容医療契約の拘束力から患者を解放する必要性や、長期にわたる美容医療契約の拘束力から患者を解放する必要性は高いといえます。

美容医療に適用されるルール

先に見たように美容医療については関連する利益が多様であるため、これに適用されるルールもたくさんありますが、ここでは直接関連する主要なものだけを挙げるにとどめます。

まず、医事法に関連するルールを見ておきましょう。美容医療も医療の一種ですから、医師法や医療法に基づき、提供される医療サービスの人的・物的要件が規制されるとともに、医療機器・医薬品については「医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規制対象となります。これらの法規制は、おもに、患者の生命、健康、身体の完全性の保護を目的とするものです。

また、医療広告については、医療法 6 条の 5 および厚生労働省の告示により規制されています。その趣旨は、医療が人の生命、身体、健康に直接関連するため、健康被害が生じた場合には単なる財産被害の場合と比べて回復が困難であること、及び、医療サービスは高度の専門性を有するため、患者は医療サービスの質を事前に判断することが難しいという特質を有する点にあります。さらに、美容医療の一部は再生医療に属するため、再生医療安全性確保法の適用対象となります。

次に、消費者法に関係するものを見てみましょう。先に見たエステティックサービスのうち、①「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術」であり、②役務提供の期間が 1 ヶ月を超え、③支払金額が 5 万円を超えるものについては、特定商取引法の「特定継続的役務」に該当します。

この場合、医療機関は同法 42 条 1 項及び 2 項に基づく書面交付義務等を負うとともに、サービス受給者たる患者は、所定の要件を満たす限りで、同法 48 条に基づくクーリングオフ権、49 条に基づく中途解約権、49 条の 2 に基づく取消権を行使できます。

なお、危険を伴う脱毛は、美容医療に属するとともに、「人の皮膚を…美化…するための施術」にも該当するため、上記②③の要件を満たす限り、特定継続的役務として上記規制の対象となります。

これらの規定の趣旨は、労務については実際に受けてみなければ内容が判断できないにもかかわらず、長期かつ高額 of 契約に拘束させるのは適切ではないとの点にあります。この趣旨からすれば、長期にわたる高額 of 美容医療契約一般についても、上記と同様の規制が加えられるべきでしょう。

次に、消費者契約法との関係をまとめておきましょう。消費者契約法 2 条 1 項において、消費者とは事業と無関係に契約の当事者になる個人であると定義されています。この定義からすれば、美容医療を対象とする契約にも原則として消費者契約法が適用されることとなります。消費者契約法制定時の議論においても、一般に患者が消費者であることは当然の前提とされていますし、近時、美容医療に属する亀頭コラーゲン注入術等の診療報酬の立替払い

契約を対象として、同法4条2項に基づく取り消しを認めた下級審判決も下されています。現在のところ、美容医療契約について消費者契約法の適用を認めた裁判例はこの1件だけですが、美容医療については従来から不当勧誘や不当条項が多数報告されていることに照らせば、潜在的には、同法に基づく契約の取消しや条項の無効が認められるケースは少なくないと思われます。

今後の展望

先に述べたように美容医療には様々な利益が関連しますので、美容医療を独立したカテゴリーとして統一的規制を考えることは難しいと思われます。

しかし美容医療は、最も重要な生命、健康、身体と直接に関連するとともに、金銭的にも高額なサービスである以上、被害が多発している現状が不適切であることは言うまでもありません。今後、少なくとも消費者契約法や景品表示法等の規定を活用して悪質な業者を排除するとともに、より厳格な広告規制や勧誘規制、契約の拘束力からの解放に向けた法制度の確立が望まれるところです。

なお、2015年8月現在、消費者委員会本会議及び同委員会の特定商取引法専門調査会において法改正を含めた新たな措置が検討されており、そこでは、現在のエステティックサービスと同様の枠組みのもとで、美容医療サービス全般を特定継続的役務提供として規制すべきであるとの意見も示されています。

もっとも、この改正が実現したとしても、サービス提供期間が1ヶ月以内、または支払金額が5万円以内にとどまる美容医療サービスについては同法の規制対象にはなりません。また、美容医療については即日手術が強く勧められる場合が多いという現状からすれば、美容医療の一部を特定継続的役務提供に位置づけて規制するだけでは、現在報告されている被害の回復には必ずしも十分ではありません。

さらに、2015年8月現在、民法の改正案が国会に提出されており、同案においては契約が取り消されあるいは無効と評価された場合に原則として原状回復義務が生じる旨が定められています（民法改正案121条の2第1項¹⁾）。

今後、同案に基づいて民法改正に至った場合には、美容医療契約の履行後に契約が詐欺や消費者契約法4条等により取り消された際に患者が負う原状回復義務の有無や範囲が改めて検討の対象になりえます。この点は、美容医療に限らず、消費者契約の効力が否定される場合に広く生じうる問題点ですので、今後、注意が必要です。

(2015年9月)

¹⁾ 民法改正案第121条の2第1項「無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。」